

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		
大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
小項目	(2) ストーカー事案への対策の推進	
細項目	①「ストーカー総合対策」や基本計画に基づき、引き続き、ストーカー事案への厳正な対処、<u>ストーカー事案に係る被害者の一時保護等の被害者支援の推進</u>、ストーカー被害の未然防止・拡大防止のための広報啓発の実施等に取り組む。 ストーカー事案への総合的な対策に更に取り組むため、被害の態様が多様化していることを踏まえた被害者支援のほか、加害者の抱える問題にも着目した対策等について検討を行う。	
該当施策名 (事業名)	婦人保護事業	
当該施策の背景・目的	婦人保護事業は、売春防止法(昭和31年法律第118号)に基づき、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること並びに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)に基づき、配偶者からの暴力被害女性の保護を図ることを目的としている。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算
		28年度当初予算: 2,239,971 千円 + 7,309,066 千円の内数 28年度一次補正予算: - 千円 28年度二次補正予算: - 千円 29年度要求予算: 2,264,449 千円 + 16,642,616 千円の内数
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	婦人保護事業は、社会環境の浄化、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を行うとともに、要保護女子等の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護及び収容保護を行うものである。 ストーカー行為等の相手方への支援については、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第73号)により、婦人保護事業の対象として明確に位置付けられたところであり、適切な保護・支援を行うこととしている。 平成29年度要求予算においては、配偶者からの暴力(DV)被害者等に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するよう要求を行うとともに、婦人相談員による相談・支援の充実を図るため、婦人相談員手当の改善を行うよう要求を行っている。	
担当府省庁	厚生労働省	
	雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課	

婦 人 保 護 事 業 の 概 要

1. 根拠法等

- ① 売春防止法（昭和31年制定）
- ② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（13年制定/16年・19年・25年改正）
- ③ 人身取引対策行動計画（平成16年12月）→ 人身取引対策行動計画（2009・2014）
- ④ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年制定／25年改正）

2. 対象女性

（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について＜局長通知＞）

- ① 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ② 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
- ③ 配偶者からの暴力を受けた者（事実婚を含む）
- ④ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ⑤ 人身取引被害者（婦人相談所における人身取引被害者への対応について＜課長通知＞）
- ⑥ ストーカー被害者（「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について＜課長通知＞）

3. 実施機関等

- ① 婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）及び一時保護所
- ② 婦人相談員（都道府県婦人相談所・市福祉事務所等）
- ③ 婦人保護施設（都道府県・社会福祉法人）
- ④ この他、①の一時保護の委託先として母子生活支援施設・民間シェルター等

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号） の一部改正について

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（国、地方公共団体、関係事業者等の支援等） 第八条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援並びにストーカー行為等の防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援に努めなければならない。	（国、地方公共団体、関係事業者等の支援） 第八条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及、ストーカー行為等の相手方に対する支援並びにストーカー行為等の防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援に努めなければならない。
2 国及び地方公共団体は、前項の支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 3・4 〔略〕	〔新設〕 2・3 〔略〕

ストーカー総合対策（平成27年3月20日ストーカー総合関係省庁会議）

「すべての女性が輝く社会」の実現 ～安全・安心な暮らしの確保～

ストーカー事案～女性の安全・安心な暮らしを脅かす

警察における認知件数2万2,823件（平成26年中）
特定の異性からの執拗なつきまとい等の経験（内閣府調査）
女性の約10人に1人

1 ストーカー事案に対応する体制の整備

- ◆警察では、警察官等の増員、女性警察官による対応ができる体制の整備促進、組織的な対応の推進
- ◆地方公共団体の窓口、人権擁護機関、検察、法テラス、学校等では、切れ目のない適切な支援、研修・マニュアル等による支援の充実
- ◆地域における関係機関の協議会（例：配偶者暴力に関するもの）を活用しつつ、関係機関の連携協力の推進

2 被害者等の一時避難等の支援

- ◆**婦人相談所における一時保護の実施**、都道府県警察における被害者等の安全確保のための取組の促進
- ◆**婦人保護施設における中長期支援、婦人相談所等における住宅・就業の情報提供**、公的賃貸住宅への優先入居等の推進のための取組
- ◆経済面からの支援として、弁護士費用の負担軽減、引き続き地方交付税措置

3 被害者情報の保護

- ◆被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者による被害者等の情報の保護
- ◆加害者による個人情報に係る閲覧や証明書制度の不当利用の防止、被害者等の安全の確保を図る上での配慮について広報啓発の推進

「すべての女性が輝く政策パッケージ」

（平成26年10月10日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）

○ストーカー対策の抜本的強化

関係省庁からなる会議で検討の上、総合対策を年度内を目途に取りまとめ

ストーカー総合対策関係省庁会議

内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

4 被害者等に対する情報提供等

- ◆相談・支援窓口や事案への対処について国民の理解を深めるための広報啓発の推進
- ◆被害実態等の的確な把握のための取組、地方公共団体等に対する情報提供

5 ストーカー予防のための教育等

- ◆ストーカーの被害者にも加害者にもならないことの重要性に留意しつつ、若年層を対象とする予防啓発や、インターネットの適切な利用とその危険性に関する教育啓発の推進
- ◆研修等により教育関係者等の理解を促進

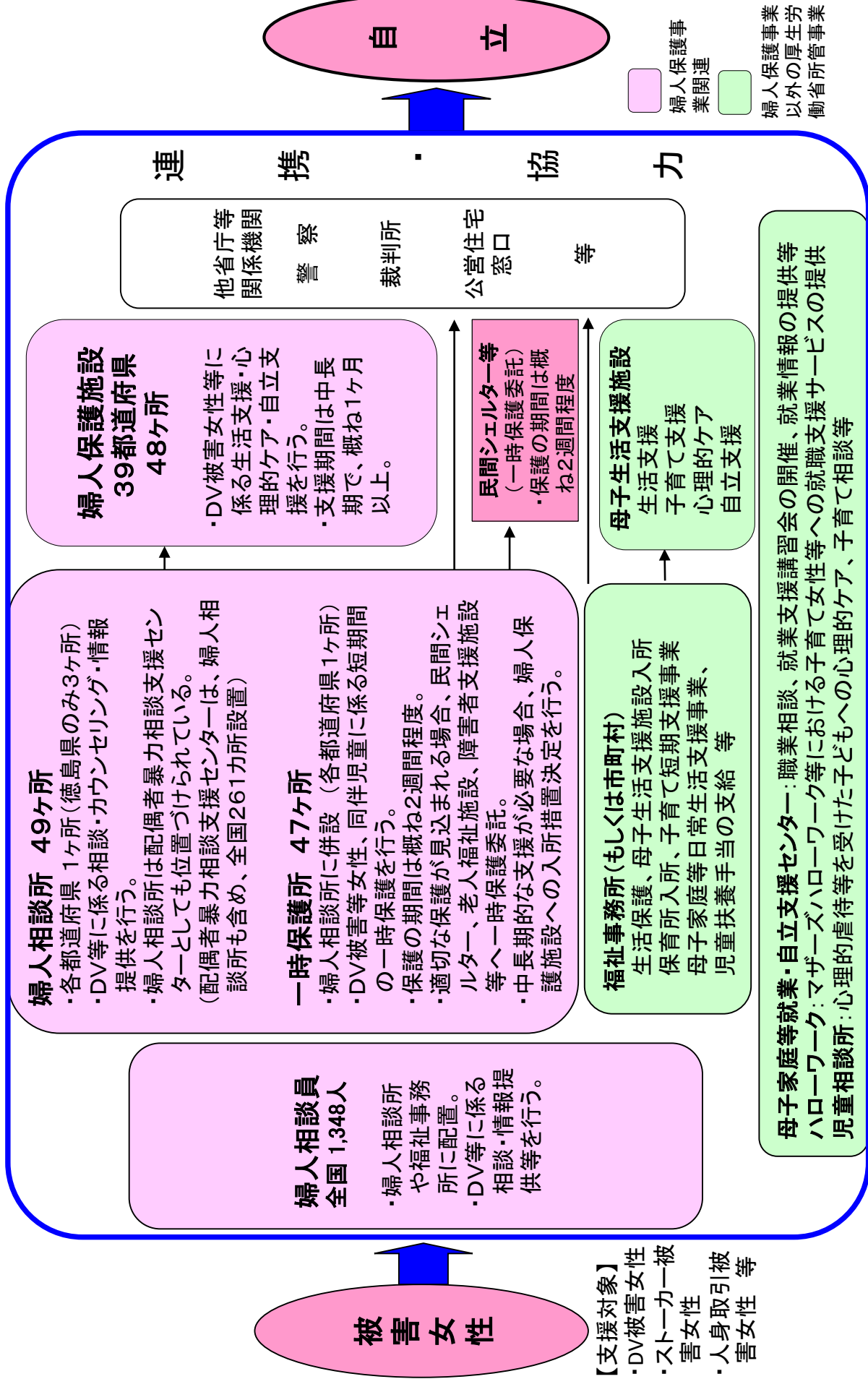
6 加害者に関する取組の推進

- ◆警察では、被害者等の保護を最優先に組織による迅速・的確な対応、対処能力の向上の推進
- ◆様々な段階で加害者に対して更生のための働き掛け、保護観察付執行猶予となった者に対して保護観察所と警察との連携による特異動向等の把握・措置、受刑者・少年院在院者に対して問題性を考慮したプログラムの実施・充実
- ◆ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的手法に関する調査研究や、配偶者からの暴力の加害者更生に係る実態調査の実施

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		
大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
小項目	(3) 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等	
細項目	① 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置を促進するとともに、研修の充実等による相談員の質の向上等、配偶者等からの暴力の被害者への支援体制の充実を図る。また、<u>社会の変化に見合った婦人保護事業の在り方について検討を推進する。</u> ② 個々の被害者の保護、支援をより適切に行うため、配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所等により、支援センターを中心とした協議会の活用を促進するほか、関係機関間の連携の具体的方法の検討・共有等により、個別事案の対応を含めた関係機関相互の連携体制の整備・強化に取り組む。	
該当施策名 (事業名)	婦人保護事業	
当該施策の背景・目的	婦人保護事業は、売春防止法(昭和31年法律第118号)に基づき、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること並びに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)に基づき、配偶者からの暴力被害女性の保護を図ることを目的としている。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算
		28年度当初予算: 2,239,971 千円 + 7,309,066 千円の内数 28年度一次補正予算: - 千円 28年度二次補正予算: - 千円 29年度要求予算: 2,264,449 千円 + 16,642,616 千円の内数
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	婦人保護事業は、社会環境の浄化、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を行うとともに、要保護女子等の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護及び収容保護を行うものである。 平成29年度要求予算においては、配偶者からの暴力(DV)被害者等に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するよう要求を行うとともに、婦人相談員による相談・支援の充実を図るため、婦人相談員手当の改善を行うよう要求を行っている。	
担当府省庁	厚生労働省	
	雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課	

婦人保護事業の概要

○婦人保護事業関連施設と、ひとり親家庭の支援施策など婦人保護事業以外の厚生労働省所管事業を組み合わせて被害女性の自立に向けた支援を実施。必要に応じ、関係省庁等とも連携して対応。



(注)婦人相談員、婦人相談所及び婦人保護施設の数：平成27年4月1日現在。配偶者暴力相談支援センターの数は平成27年11月9日現在

婦人保護事業関係予算の概要

平成28年度予算額（昨年度予算額）

約95億5000万円（約69億2400万円）

1 婦人相談所における支援（婦人相談所運営費負担金）

約1800万円

○婦人相談所における広域措置の実施

他の都道府県への広域措置の円滑な実施を図るため、DV被害者等を他の都道府県の婦人相談所等へ移送するために必要な旅費等の補助を行う。

○外国人婦女子緊急一時保護経費

外国人のDV被害者等を保護した際の通訳雇い上げに伴う費用や関係機関との連絡に必要な経費等の補助を行う。

2 婦人相談所の一時保護委託、婦人保護施設における自立支援

婦人保護事業費負担金
婦人保護事業費補助金

約22億2200万円

○婦人相談所における一時保護の実施

職員の人件費、入所者の食費や被服費などの生活費、施設の維持・管理費

○婦人相談所が一時保護委託するための経費

DV被害者等の状況に応じて、婦人相談所が民間シェルター等の適切な委託契約施設へ一時保護を委託し、自立に向けた支援を行う。また、恋人からの暴力被害者も一時保護委託の対象とする。

○婦人保護施設における保護・自立支援に必要な経費

職員の人件費、入所者の食費や被服費などの生活費、施設の維持・管理費

○心理療法担当職員の配置

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に心理療法担当職員を配置し、DV被害者及び同伴家族の心理的ケアの支援を図る。

○同伴児童のケアを行う指導員の配置

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に同伴児童のケアを行う指導員を配置し、虐待を受けた児童へのケアの充実強化を図るとともに、保護された女性が自立に向けた取組を安心して行える環境を整える。

○夜間警備体制強化事業

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設の夜間警備体制を強化することにより、配偶者の暴力から逃れて入所している被害者や職員の安全の確保を図る。

○婦人保護施設入所者の地域生活移行支援

地域生活移行支援を賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃貸料の一部を措置費に算定する。

○婦人保護施設における同伴児童の入進学支度金の創設

婦人保護施設における同伴児童が、小学校、中学校、又は高等学校に入進学した場合の入進学支度金を支給する。

3 婦人相談員活動強化

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

約73億1000万円の内数

○婦人相談員活動強化事業

DV等の相談に応じる婦人相談員の手当や調査・指導のための旅費等を補助する。

4 DV対策等の機能強化

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

約73億1000万円の内数

○DV被害者保護支援都道府県域ネットワーク事業

DV被害者の保護支援については、様々な関係機関の連携が必要であることから、婦人相談所と関係機関等との連絡会議やケース会議を開催し、連携の強化を図る。

○DV相談担当職員研修事業

婦人相談所職員や婦人相談員等に対し、DVの特性等に関する理解を深めるために必要な研修を実施する。

また、職員の専門性の向上のため、婦人相談所の指導的立場にある職員に対する研修を国において実施する。

○休日夜間電話相談事業

婦人相談所に電話相談員を配置し、休日及び夜間の相談体制の強化を図り、DV被害者等の相談に対応する。

○専門通訳者養成研修事業

DV等に関する専門的な知識を持った通訳者の養成研修を実施し、外国人DV被害者への適切な支援を確保する。

○法的対応機能強化事業

婦人相談所において、DV被害者等からの離婚問題、生活破綻問題及び在留資格等についての情報提供や調整の相談等に対し、弁護士等による法的な調整や援助を行う。）

5 DV被害者等自立生活援助モデル事業（児童虐待・DV対策等総合支援事業） 約73億1000万円の内数

婦人相談所において一時保護された者などが、地域で自立し、定着するための支援を行うモデル事業。